第四十一条の十九の五第十項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第四十一条の二十一第十四項第二号中「まで」の下に「及び同条第九項から第十三項まで」を加える。

第四十一条の二十三を削る。

第四十二条の二の二第一項中「又は第三十七条の十四の二第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項若しくは第四十一条の二の三第二項」に改め、同項第二号中「、磁気テープ」を削り、同条第二項中「若しくは第三十七条の十四の二第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項若しくは第四十一条の二の三第二項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の十四の二第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項」に、「まで及び」を「まで、第四十一条の二の三第三項から第七項まで及び」に改める。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第四十一条の十九の四第十四項」を「第四十一条の十九の四第十三項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「受けた者」を「受けたとき」に、「又は通知をしなかつた者及び」を「若しくは通知をしなかつたとき、又は」に、「よる通知をしなかつた者」を「よる通知をしなかつたとき。」に改め、同項第二号中「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項に規定する報告書、第九条の四の二第二項」に、「報告書又は」を「報告書」に、「をこれら」を「若しくは第四十一条の二の三第二項に規定する調書をこれら」に、「調書若しくは報告書」を「報告書若しくは調書」に、「提出せず」を「提出をせず」に、「提出した者」を「提出をしたとき。」に改め、同項第三号中「交付した者」を「交付したとき。」に、「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同項第四号中「交付した者」を「交付したとき。」に改め、同項第五号中「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に、「又は第三十七条の十四の二第三十二項」を「、第三十七条の十四の二第三十二項若しくは第四十一条の二の三第三項」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第六号中「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に、「又は第三十七条の十四の二第三十二項」を「、第三十七条の十四の二第三十二項又は第四十一条の二の三第三項」に、「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第二十四項中「第六十九条第十九項」を「第六十九条第十八項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

第四十二条の九第一項中「法人が」を「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「次の表の各号の第一欄に掲げる地区」を「当該各号の第二欄に掲げる区域」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「第三欄」を「第四欄」に改め、「減価償却資産」の下に「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」を加え、「当該地区」を「当該区域」に改め、「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を削り、「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に改め、同項の表を次のように改める。

事業者	区域	事業	資産
一　沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する認定事業者	同法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域の区域	同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの
二　沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する認定事業者	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められた同法第二十八条第二項に規定する情報通信産業振興地域の区域	電気通信業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）、政令で定める建物及びその附属設備並びに構築物
三　沖縄振興特別措置法第三十六条に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの
四　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
五　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化計画に定められた同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備

第四十二条の九第二項中「法人が、」を「法人で」に改め、「事業年度を除く。）」の下に「終了の日において前項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、当該事業年度」を加え、「前項」を「同項」に改める。

第四十二条の十第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「第条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十一の三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第四十二条の十二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項及び第六項」に、「地域再生法第十七条の二第三項」を「同条第三項」に改め、「。次項」の下に「及び第五項第一号イ」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。